

契約廃止時の料金請求スケジュールについて

2020年4月
九州電力送配電株式会社
ネットワークサービスセンター

契約廃止時の料金請求スケジュールについて

■ 低圧供給地点を廃止（又は撤去）された場合は、原則、廃止日（消滅日）から起算して第4営業日を目途にご請求いたします。

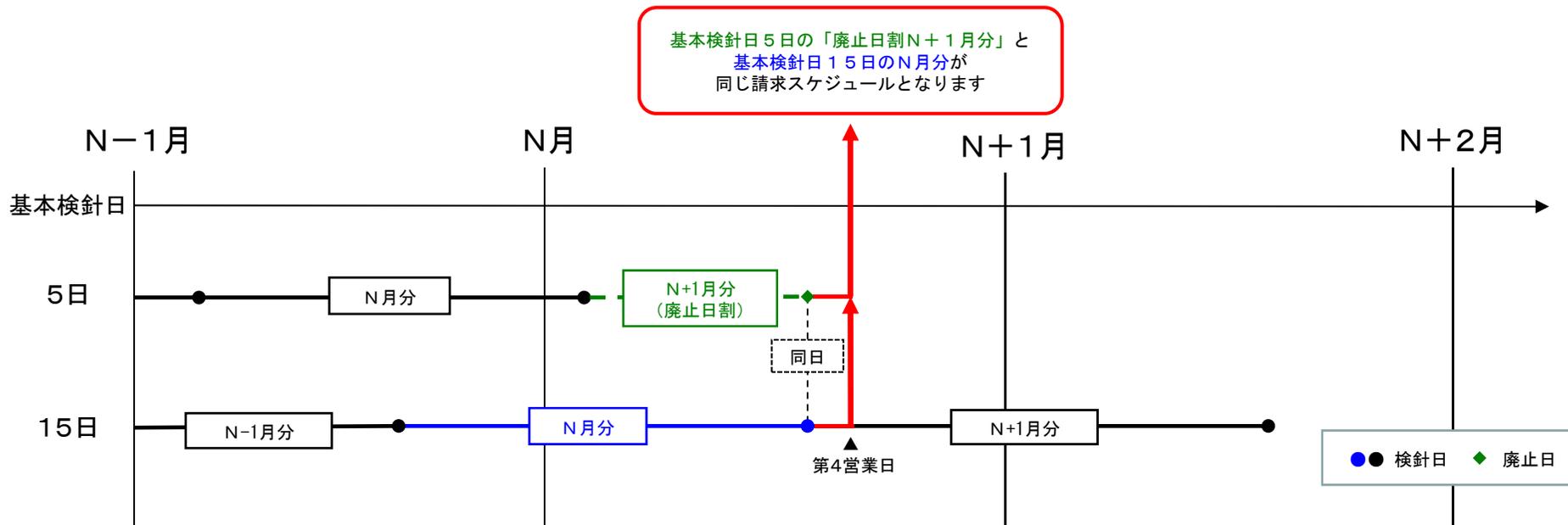
なお、請求書については、廃止日と同じ検針日の日程等別料金のスケジュールで公開いたします。

また、廃止日がいずれの検針日にも該当しない場合は、廃止日直後の検針日と同じスケジュールとなります。

託送供給等約款 18 料金(1) 抜粋

日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)に定める日が同一となるもの（この場合、該当同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）を合計して算定（近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたものとしたします。）いたします。

(ニ) 契約者が供給地点を消滅させる場合、消滅日（特別の事情があり、その供給地点の消滅日以降に計量日の確認を行なった場合は、その日といたします。）



※高圧供給地点を撤去された場合は、設備の廃止状況等の確認を踏まえる必要があり、廃止月の翌月（図中：N+1月）月初の料金請求に含めてご請求いたします。